

品川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成14年2月22日 区長決定

要綱第 8 号

改正 平成14年 8月30日

改正 平成16年 6月24日

改正 平成20年10月20日

改正 平成27年 3月16日

改正 令和 7年 4月 1日

要綱第107号

(目的)

第1条 この要綱は、地域で子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を支援するために、品川区ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、地域コミュニティを活用した相互援助活動を行い、もって子育て支援の充実を図るとともに仕事と育児の両立の支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 提供会員および依頼会員の募集、登録等に関する事。
- (2) 援助活動の調整に関する事。
- (3) 提供会員に対する講習会および提供会員間の交流に関する事。
- (4) アドバイザー（次条第1項に規定するアドバイザーをいう。以下同じ。）およびサブ・リーダー（次条第2項に規定するサブ・リーダーをいう。以下同じ。）との連絡調整会議に関する事。
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 事業の広報に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要と認められる事。

(アドバイザー)

第3条 前条に規定する事業を行うため、センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、援助活動を円滑に行うため、必要があると認めるときは、提供会員の中からサブ・リーダーを選任し援助活動の調整を行うことができる。

(会員)

第4条 提供会員および依頼会員は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 提供会員 区内に居住し、在勤し、または在学する20歳以上の心身ともに健康で、センターが実施する講習会修了者または、セン

ターが同等と認める者その他区長が特に認めた者

- (2) 依頼会員 区内に居住し、生後43日以上の児童（概ね12歳までの子ども）を有する者
- 2 提供会員および依頼会員は、センターの定める手続に従い登録し承認を受けなければならない。
- 3 提供会員および依頼会員は、これを兼ねることができる。

（援助活動の内容）

第5条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童を預かること。
- (2) 保育施設等への児童の送迎を行うこと。
- (3) その他区長が必要であると認めたこと。
- 2 前項第1号の援助活動は、提供会員の自宅とする。ただし、両会員およびアドバイザーの合意がある場合は、区内公共施設、地域子育て支援拠点、その他子どもの安全を確保することができる場所において行うものとする。
- 3 第1項第2号の援助活動は、徒歩または公共交通機関を用いて行うものとする。

（援助活動の実施）

- 第6条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザーまたはサブ・リーダーに対して援助の依頼の申込みをするものとする。
- 2 援助の申込みを受けたアドバイザーまたはサブ・リーダーは、申込みに係る援助活動を実施できる提供会員を紹介する。
- 3 前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、当該提供会員と事前に援助活動の内容について協議し、援助活動の実施を相互に確認し決定する。
- 4 提供会員は、援助活動を実施したときは、その実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

（報酬）

- 第7条 依頼会員は、提供会員に対し別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬および実費を支払うものとする。

（保険）

- 第8条 提供会員および依頼会員はセンターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。
- 2 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

（委任）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分		報酬（1時間当たり）
年 末 年 始 以 外	7時から19時まで	800円
	上記以外の時間帯	900円
年 末 年 始	全時間	900円

備考

1. 表中の「報酬」は、子ども1人の場合の料金である。
2. 兄弟姉妹等2人以上の場合は、2人目以降の報酬額は半額とする。
3. 年末年始は12月29日から翌年の1月3日までとする。
4. 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
5. 利用時間が1時間を超えて1時間未満の端数が生じた場合は、次のように算定する。

端数30分以下	0.5時間
端数31分以上1時間	1.0時間
6. 依頼会員の都合で利用を取消した場合は、次の取消料を提供会員に支払うものとする。

前日までの取消し	無料
当日の取消し	1時間分の報酬額
無断の取消し	利用予定時間の全額分の報酬額